

一資料一

障害と高等教育に関する英文博士学位論文

吉田 仁美

A Selection of English Doctoral Dissertations Regarding
Disability and Higher Education

Hitomi Yoshida

はじめに

筆者は、これまで障害者の高等教育へのアクセス、すなわち、高等教育のユニバーサルデザインについて研究を行い（吉田2002, 2003a, 2007b；吉田・伊藤2004, 2007），海外文献の紹介も行なってきた（吉田2003b, 2007a）。今後、筆者が研究活動をすすめ、学位論文を執筆するためにも、最近の国際的学位論文の水準を知ることが不可欠と思われる¹。そこで、本稿では関連英文学位論文を検索し紹介することとする。

文献検索のキーワードは、筆者の研究テーマの主要なキーワードであるdisability, higher education, universal designとし、これら三点の組み合わせにより該当する2001年以降²のdissertationをUMI (University Microfilms international)から検索したが、条件に一致する情

報が得られなかつたので、再度、disabilityとhigher educationの「and検索」を試みたところ、2007年3月現在で³、U.S.A.のdissertation二件が検索された⁴。これら二点は、共に筆者の課題・関心事に即したテーマ、内容であるばかりでなく、大学の障害学生支援一般に参考になる知見を含んでいるので、ここに資料として紹介することとする。

学位論文1

高等教育における障害学生：便宜を提供する教職員の姿勢と意欲
(Students with Disabilities in Higher Education: Faculty Attitudes and Willingness to Provide Accommodations⁵ by Mannigay Shaila Rao, University of Arkansas, 2002)

1 本学図書館では院生の要求に応じて海外の学位論文を英語圏を中心収集している。1990年より院生の一部は、継続的に、モデルとして参照し、主に女性文化研究所紀要で紹介してきている（中山2004）ので、筆者もそれに倣った。

2 2001年以降とした理由は、筆者の修士課程修了以後という意味である。それ以前のものは修士論文時に把握している。

3 その後、「聴覚障害」と「高等教育」に限定したキーワード検索によって、2000年から2003年の間の、

U.S.A.の学位論文が5件検出された。それについては稿を改めたい。

4 障害者の高等教育へアクセスについては、国際的視野から見ても、米国の支援システムが世界的にも最先端に位置している（広瀬 2006: 3-7）。

5 Provide Accommodationsは本論文でたびたび使われるが、日本の法律用語になぞらえて「便宜を提供する」と訳した。（ただし、「配慮する」と訳されている場合もある）。

上記学位論文は、2002年にアーカンソー大学に提出され、Ph.D.の学位を与えられたものである。主査は、Dr. Barbara C. Gartin、副査は、Dr. Michael J. Wavering、Dr. George S. Denny、Dr. Elizabeth Jordanの3名である。全体の章構成は、第1章.序論、第2章.文献レビュー、第3章.研究方法、第4章.結果、第5章.考察から成り、全体のページ数は125ページである。

序論では、米国では、障害者の教育の機会平等を保障する立法が高等教育への障害者の受け入れに大きなインパクトを与えたことについて叙述している。米国の障害者教育への機会平等を保障するものとして以下の三つの法律があげられている。学位論文では、この法律が、高等教育における障害学生数の増加を促進させたものとしているので要約しておく。

第一は、リハビリテーション法第504条 (Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973) である。この法律は、前文に、「障害者は、何人とも障害をもつという理由のみをもって、連邦政府から財政的援助を得ているいかなる事業においても参加を阻害されたり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けることがあってはならない」とあるように、連邦政府補助金を得ている事業や団体に対し、障害を理由にした差別を禁止することを定めた立法である。また、この立法は米国において初めての障害者差別禁止法として位置づけられていることを、学位論文は強調している。

第二は、全障害者教育法 (Individual with Disabilities Education Act, 1975=IDEA) である。この法律は、高等教育以前の中等教育の障害児の「無償で適切な公教育」を保障しているものであるが、「公費で公的な監督と指導の下に、無償で提供され、州の教育機関の諸基準を満たし、州が関与する就学前・初等・中等教

育で行われる適切な教育を含み、個別教育プログラムに従って提供される特殊教育および関連サービス」の提供が「適切な公教育」の内容であるとする。

第三に、全米障害者法 (American with Disabilities Act 1990=ADA) である。リハビリテーション法504条が、連邦政府から資金を受けている事業や団体について規定されていなかったため、ADA法はその差別禁止規定を民間にまで拡大し、「障害者の雇用、公共交通を含む、公共事業体によって運営される施設およびサービス、民間事業体によって運営される公共性のある施設およびサービス、通信」まで領域を広げた。無論、これは、米国の高等教育機関においても適用される。ADA法では、障害学生が障害に応じた「適切な便宜」("reasonable accommodations")⁶ を受けることが出来ないことを理由に提訴した場合、大学側は損害賠償を支払わなければならないことになる。

ちなみにADA法では「障害」を次のように定義している。「障害」とは、「生活する上で主要な活動 ("major life activity") のひとつあるいは複数について、重大な制約を与える、永続的又は一時的な肉体的、精神的、感覚的な損傷を意味する。この損傷は経済的、社会的環境によって起こる、又は悪化する場合もある」。

これらの障害者の高等教育へのアクセスを保障する立法の影響により、過去20年間に渡って米国における障害学生の人口は増加傾向を辿っている。実際、米国の1996年の教育省の統計によれば、高等教育に学ぶ全学生のうちの6%は障害をもつ学生であるという。またその内訳は、学習障害者29%、脳性まひ者23%、聴覚障害16

⁶ ADA法でたびたび用いられる「適切な便宜 ("reasonable accommodations")」は法律用語である。これは障害者に対する社会的不利的状況を「適切な便宜」を提供することにより、機会の平等を促進しなければいけない、という意味である。

%、視覚障害16%、言語障害3%であり、さらに、障害を持つ5人の大学生のうち1人は「健康に関連する」付加的な障害あるいは制限を持つことを大学側に申告している、とのことである。

学位論文の著者、Raoが所属しているアーカンソー大学でも、上述立法の影響を受け、障害学生が急増しており、1994年に大学側に申告した障害学生は302人であったのが、2001年の秋には、学生数15,400人のうち、663人までにのぼった。7年間で障害学生は2倍以上も増加した。障害の内訳は、内科疾患者(medical condition)175人、脳性まひ者137人、学習障害者120人、注意欠陥障害(いわゆるADHD)68人、脳挫傷65人、精神障害者45人、言語障害者23人、視覚障害者23人、聴覚障害者7人である。特に学習障害者の数が急増し、これは米国の高等教育機関全体に見られる傾向である、と報告されている。そこで、Raoは、本論文の目的をアーカンソー大学における、障害学生に対して配慮する教職員の姿勢と意欲を調査することとしている。

本論文の理論視角として、i ジェンダー、ii 以前の経験、iii 人の経験、iv 学問領域、v 大学の職階⁷、vi 法律の知識が変数として示され、これらが、「教職員の態度」、「障害学生に配慮する意欲」にどのように影響するかの関連を検証するというものである。

第2章 文献レビューでは、障害に対する考え方、や障害を持つ人に対する姿勢に関するもの、障害を持つ人に対する教職員の姿勢や障害学生への便宜提供の対策や意欲に関するもの、関連法律に関する先行研究が精査され、本研究の手法メタアナリシス(Meta-analysis)の利点と批判・懸念についての文献もレビューしている。

7 教授、准教授、講師、助手等を意味する。

Raoによれば、まず第一に、上述した三つの立法の影響から、障害者に関する文献は、増加傾向にあり、特に障害と高等教育以前の中等教育に焦点を当てた研究が多くみられること、第二に、ジェンダー視点からの分析では、男性よりも女性の方が障害学生の便宜の提供に関してより積極的な姿勢であるということが明らかにされていること、第三に、教育関係の仕事に従事している人たちがより積極的にこれらの問題に取り組もうとしている姿勢も明らかにされた、とのことである。

第3章の方法論では、障害学生に対する姿勢を引き出すために、アーカンソー大学の教職員に対し、便宜を供給する意欲を評価する一つの手段として、メールを通じて実施した調査(調査用紙は本論文の最後に付されている)について書かれている。

調査の設計、母集団と標本(2002年に常勤職員743名中、500名を層化任意抽出法で選出)、パイロット・スタディ、手法としての質問紙法、データの分析手法としてのメタアナリシスが叙述される。

第4章では、結果が述べられている。250名から回答があったが、最終的な有効回答数は245名となった。245名分の職階の内訳であるが、教授84名、准教授69名、助手57名、インストラクター16名、講師9名、そのほか職員が10名である。男女の内訳は男性160名、女性85名である。特に教育関係教職員に所属する教員の回答数が一番高く全体の78%の回答率であった。さらに障害学生と接した経験があるか、という問いには、90%以上の職員がYESと回答し、障害の種別では、内科疾患者、脳性まひを含む身体障害者、学習障害者、言語障害者との接する機会が特に多かった、という回答であった。法律の知識では、ADA法について精通していると回答した教職員の割合は73.95%にすぎず、ADA

法の法律用語である「適切な便宜」については、69.0%しか精通していなかった。具体的に行っている「適切な便宜」についての質問項目では、「授業時に録音を行ってもよいという許可を出した」、「試験時間の延長を許可した」、「記述試験を口述試験に切り替えて対応した」等のことがあるかという質問について90%以上「そうした」という回答が得られている。これらは全て学習障害者への「適切な便宜」の提供であるよう、アーカンソー大学の障害者支援は学習障害者への対応であることが示されている。

さらに、前述六つの分析視角ごとにメタアナリシス手法と数理的検定手法を用いて結論を導き出し、第5章で考察が行なわれる。

第5章の最終章で、Raoは、この研究から得られた知見、結論および含意について述べるが、総じて、本研究の目的であったアーカンソー大学の教職員の障害学生に対する態度、便宜の提供の意欲については全般的な前向きな見方が示されたとしている。

統いて、理論視角で示した各変数毎の分析結果について述べる。第一に、ジェンダーが与える影響については、女性教職員の方が、男性教職員より障害学生の便宜の提供を行うことの意義に対して、前向きな態度であることが示された。しかし、Raoはジェンダー視点からの深い研究は、今後さらに必要であると述べている。第二に、過去に障害学生を教えたことのある体験は、現在の障害学生への態度に関して影響を及ぼしていることはないとの結論を得、第三に、個人の体験については、障害学生と接触している教員が90%以上と高い数値が示されたように、障害学生に対する態度は積極的な姿勢であることを示唆している。第四に、学問領域別では、便宜を供給する教職員の姿勢について、教育学部の教員が最も意欲が高いことが示され、経営学部、ロースクール、工学系の専門学部、にお

いては調査の回答率の低さからも、やや意欲に欠けている姿勢が示されたとしている。第五に、大学の職階については、障害学生への便宜の提供を行う際の意欲に与える影響については、差は見られないという結論を導いている。第六に、法律の知識については、障害学生に対する学生と接した経験のある教員が多かったにもかかわらず、その数が低いので、Raoは教員への支援、対策等を今後考えていかなければいけないだろう、と示唆している。

以上、アーカンソー大学においては、全般的に障害学生に対する配慮する教職員の姿勢と意欲については、前向きな姿勢であることが示され、今後、障害学生の教育を管理するうえでの義務、体制、法律の権限について、教員への情報提供をしていくことの必要性が示唆されている。

学位論文2

高等教育の挑戦：制度上のタイプ、資金調達、サービスおよび障害学生の卒業率
(Higher Education Challenges: Institutional Type, Funding, Services, and graduation Rate of Students with Disabilities, by Dino Renault Sandifer Texas Southern University, 2002)

上記学位論文は、2002年にテキサス南大学に提出され、Ed.D.の学位を与えられたものである。主査は、Dr. Lillian Poatsであり、副査は、Dr. Ralph Butler, Dr. Joyce Jones, そして Dr. Eui Bun Leeの3名である。全体の章構成は、第1章. 序論、第2章. 先行文献レビュー、第3章. 研究の設計、第4章. データ分析、第5章. 要約、結果、考察、結論および提言であり、全体のページ数は82ページである。構成については、上記1で紹介した博士学位論文とほ

ほぼ同様であることがわかる。

第1章序論の導入部分において、研究の背景についてSandiferは次のように述べる。

21世紀に突入するとともに、米国の高等教育機関は、大きな変革社会、変革社会に必要とされる課題、問題に直面している。障害を持つ学生の必要、便宜をはかることは、米国の教育およびその多様な構成の人口に重要な役割を果たすことになり、それは、ライフスタイルおよび経済的自立の点から教育の雇用機会均等をもたらすだけでなく一般に機会均等の点から極めて重要である。

米国の高等教育の障害学生の多くは学習障害者で占められており、その数は増加する一方である。また米国の高等教育機関で障害者支援にかかる専門家の集まりで約600名の会員を擁す団体AHEAD (= Association of Higher Education and Disability)⁸においても学習障害への対応が大きな課題となっている。

以上から、本研究は、障害学生のなかでも近年増加傾向が著しい学習障害者に焦点をあてている。第一論文でも説明した、1975年の「全障害者教育法」では、「学習障害」を次のように定義している。すなわち、「話すことばや書きことばの理解や使用における基礎的な心理過程において一つないしそれ以上の障害のある子どもを意味し、これらの障害は、聞く、考える、話す、読む、書く、綴る、計算する能力の不全として現れる。知覚の障害、脳損傷、微細胞機

能不全、読字障害、発達性失語症等の状態を含む。一般的に視覚、聴覚、運動の障害の結果、精神遅滞、情緒障害の結果、または環境文化的もしくは経済的に恵まれない結果として学習上の障害をもつ子どもは含まない」。

さらに、立法が与えた影響について第一論文とほぼ同様のことが書かれている。

研究の目的は、異なる制度上のタイプ（公立・私立／二年制・四年制）、サービスおよび資金調達の水準によって高等教育における障害学生の卒業率がどのように影響を受けるかを調査によって明確にすることである。

ここから、本研究では、第一に、制度上のタイプ、第二に、サービスの水準、第三に、予算の水準、の如何によって高等教育の場にいる障害学生の卒業率は異なってくるのではないか、という仮説がたてられる。

本研究で定義されている用語は次の7つである。
(1) Institutional Type- (four categories) : 制度上のタイプ (a. Private Institution/ b. Public Institution/ c. Four Year Institution / d. Two Year Institution),
(2) Level of Funding : 高等教育における障害学生支援のためのコスト・レベル,
(3) Level of Services : 障害学生のために提供されたサービス・レベル⁹,
(4) Graduation Rate : 障害学生支援室でサービスをうけた障害学生の卒業率,
(5) Disabled Student : ADA法の定義に基づく障害をもつ学生,
(6) American with Disabilities

8 吉田は、2001年7月AHEADの全米会議に、メディア教育開発センターの広瀬洋子らと大会参加する機会を得た経験がある。その点については、吉田(2003:79-80)、吉田・伊藤(2004:94)で触れている。

9 Sandiferによって収集された米国の障害者支援サービスのリスト一覧は次のとおり21あり、これが調査項目にも使用される。Academic Support Referrals Coordination/Alternative testing site/ Audio tape recorded texts/Copies of overheads/Counseling/ Developmental studies, learning Skills, and Counseling and Guidance Classes/Enlarged print tests/Extended time for tests/High Technology

Center with Adaptive Computer Classes and Lab for Disabled Students/Liaison with Local, State and Federal Agencies/On-Campus Transportation /Orientation sessions for students with disabilities /Priority Registration/Readers, Interpreters, Notetakers/Referrals to Resources, Services and Agencies/Special Classes/Special Parking/ Specialized Adaptive Equipment/Test Proctoring /The college Connection program/Tutorials

10 (5), (6), (7)については、1でとりあげた論文で紹介したものと同様である。

Act (ADA), (7) Section 504 of the Rehabilitation Act: である¹⁰.

第2章では、六つの節（i 卒業率と制度上のタイプ, ii 卒業率とサービス, iii 卒業率と予算, iv 障害に関する統計, v 障害の傾向, vi 要約）を設けて先行文献レビューを行っている。ここでも、学習障害者に焦点があてられる。

要約すると、障害学生が増加し、コストが必然的にあがる傾向にもかかわらず、州の職業リハビリテーション省の予算は制限されつつある傾向にある。米国の中等教育は、連邦政府からの援助を手厚く受けているが、高等教育は予算削減を余儀なくされる一方である。しかし、Sandiferは、こうした状況においても、必要な支援、援助に対する予算の要求は必要不可欠であることを指摘している。

第3章の、研究の設計では、手法として因子分析を用いることを明記し、i 研究の設計, ii 標本抽出過程と母集団, iii 従属変数と独立変数, iv 手法と妥当性, v データ集計の手順, vi データの分析の順で展開している。

標本抽出過程については、AHEADの会員名簿に付されていた600名のなかから無作為に126名を抽出し質問紙調査はメールを通じて実施している¹¹。

第4章、データ分析においては、上記方法での調査の結果が分析されている。調査協力者126名は、高等教育の障害者支援に関わる責任者であり、公立、私立にそれぞれ63名であった。また、2年制大学は29.4%, 4年制大学は70.6%という構成であった。大学の規模は、5,000人以下が31%, 5,001人～10,000人以下が26.2%，

10,001人以上が42.9%という構成であり、障害学生数の割合は、0～200人が46.8%, 200～500人が30.2%, 501人以上は23.0%であった。

障害者支援のサービス総数（脚注8参照）は、0～7種類、8～15種類、16種類以上がそれぞれ33.3%という配分であった。障害の種別は公表されていないが、本論文の文脈から読み取ると学習障害者の割合が多く占めていることがわかる。

第5章、要約、結果、考察、結論および提言について、紹介する。

本研究の結果として導き出されたことをまとめると以下の四点である。第一に、異なる制度上のタイプは、障害学生の卒業率に対する重要な影響を及ぼしている。第二に、予算の水準は、異なる高等教育の障害学生の卒業率に、とりわけ影響を及ぼしていない。第三に、異なる高等教育のサービスの水準は、障害学生の卒業率に対する有意な影響を及ぼしていない。第四に、制度上のタイプ、予算の水準、サービスの水準の相互関係が卒業率にも影響を及ぼしていないということである¹²。

ここで最も重要とされるのは、異なる制度上のタイプが高等教育の障害学生の割合に多くの影響を及ぼしているということである。本研究では、公立大学よりも私立大学のほうが障害学生の卒業率が高いことが示された。これは、1994年にNational Institute of Independent Colleges and Universitiesの報告された一般学生の卒業率が、公立大学より私立大学のほうが高いことが示されたと同様であることがわかる。これらを関連づけて解釈すると、障害学生は少

11 質問紙は本論文に添付されている。

12 これについては、筆者の知見を述べると、米国の高等教育機関の卒業割合が、予算、サービスの水準に影響を及ぼしていないとはいえない。障害学生支援に関する予算、サービスが最低限連邦政府の援助によって保障されていることを前提としたうえで、この結論は導き出されているのであって、障害学生支援の

対応が個々の大学によって異なる日本とは比較が不可能である。さらに加筆すると、本論文においては、予算に関して具体的な数値には言及していないが、米国の障害学生支援にはどれくらいの予算がかけられているのか、障害種別によっての予算の割合も明記してあれば比較が可能であったことはいうまでもないだろう。

人数クラスで自分のコースをマイペースで進むのを支援する私立短期大学および私立大学に登録しているのではないかとSandiferは解釈している。さらに、多くの障害学生は私立大学に学び、障害学生の入学、学生生活に対して、米国の私立の高等教育機関は、機能、スタッフおよび管理上のトレーニングと同様に障害学生が直面した問題への対処の仕方、研究開発の蓄積があるであろう、と述べたうえで、私立大学の方が障害学生支援の制度化が進んでいる傾向ある、と指摘している。

Sandiferは、私立大学の障害学生支援の制度化には親の強力な関与も影響していると述べている。このような状況をふまえ、ADA法の制定後、高等教育機関は、今後、障害学生の教育の雇用機会均等を作るタスクを共有することを求められていると、示唆している。今後、Sandiferは個人的単位で障害学生の卒業後の追跡調査を行なう上で、高等教育機関の障害学生支援、サービスを再検討する必要もあるだろう、と述べている。

おわりに

二つの論文は共に、米国の障害者と高等教育に関する研究テーマであり、前者はアーカンソー大学の教職員への調査を中心に大学の教職員の姿勢、態度、意欲について扱い、後者は米国の高等教育一般についてAHEADの会員による質問紙調査から障害学生の卒業率を検討したものである。両者の特徴は次のとおりである。

第一に、方法は双方とも質問紙調査であり、分析手法にメタアナリシス、因子分析等の数理的手法を用いている。質的手法は一切用いられない。第二に、双方とも大学の教職員を調査協力者としており、高等教育に従事する教職員関係者視点によって展開されている。第三に、二つの論文の構成については、本稿冒頭で触れ

たこれまでの学位論文紹介者がすでに指摘しているのと同じく、序論、文献レビュー、方法論、結果、考察とパターン化されて単純明快であり、文献レビューが手堅く行なわれている（齊藤2003:51、中山2004:82）。

内容については、何よりも、米国の高等教育の障害学生支援には、法整備によって制度化されている側面が非常に大きく、制度化が統一化されつつあることが明らかにされている。さらに米国の障害学生支援内容は、学習障害学生への対応に占める割合が多く、本稿で用いられた「適切な便宜」の多くは学習障害者が中心であることも明らかにされた。

翻って、日本の高等教育機関の障害学生支援は個々の大学によって異なり、障害学生支援に関する研究も蓄積が少ないのが実情である。日米の「障害」の定義も障害者を取り巻く社会的・文化的背景および教育制度も大きく異なるのでここでは容易に比較することは不可能であるが、日本の高等教育の障害学生支援は、現在、重度の身体障害学生の障害学生支援に焦点をあてられていることが多い、実は身近にいるのかもしれない「学習障害者」への対応は今後の課題とされている。

筆者の研究は、既述のように、障害者当事者視点から高等教育への障害者のアクセスのために障害学生支援はどのようにあるべきかを多面的に検討することを目的としている。今回の二つの論文から米国の高等教育の障害学生支援に関する研究では、高等教育のユニバーサルデザイン化のプロセスには、法整備、連邦政府の財政援助が重要であることは読み取ることができた。

しかし、よく指摘されていることではあるが、質問紙法による量的調査の数理的手法による分析から結論を導くという手法が、この種の研究にとって妥当のものであるか、この手法による

結果から見落とされているもの、こぼれ落ちる論点はないか、原因の追究にまで掘り下げるには不十分ではないかが、筆者には疑問として残る。

例えば、第一論文の、大学の職階については、職階が障害学生への便宜の提供を行う際の意欲に与える影響については、有意差は見られないという結論には、はたしてそうか、またなぜか、第二論文の、異なる高等教育のサービスの水準は、障害学生の卒業率に対する有意差がないという結論に対しては、事実は本当にそういうことができるか、それなら21種類も挙げたサービスは、無視してよいのか、という点などである。

もちろん、質的調査にも一般化において不十分さが残るし、調査は、研究手法の一つに過ぎないことは承知している。

筆者は、障害学生当事者視点を入れる手法で、高等教育機関のユニバーサルデザイン化の可能性の追求に追ろうとしているが、上記のU.S.A.の二つの学位論文から学ぶ点は多くあったことは事実である。

引用文献

- 広瀬洋子, 2006, 「高等教育における障害者支援—米国・英国・EUの動き」『NIME研究報告』, 14, 3-7.
- 中山節子, 2004, 「育児支援・親教育支援に関する英文博士学位論文」『女性文化研究所紀要』, 31, 75-83.

齊藤ゆか, 2003, 「女性のリタイアメントに関する英文博士学位論文」『女性文化研究所紀要』, 31, 43-52.

吉田仁美, 2002, 「米国の高等教育機関にみるユニバーサルデザインの生成過程—AHEAD (Association on Higher Education and Disability) の活動を中心に—」『日本社会福祉学会第50回記念全国大会報告要旨集』, 455.

吉田仁美, 2003a, 「米国の高等教育機関の障害者支援システムへのアクセスに関する研究—教育のユニバーサルデザインの生成過程と日本の高等教育機関における課題と展望—」2002年度昭和女子大学大学院生活機構研究科修士論文

吉田仁美, 2003b, 「海外文献紹介 フランク・G・ボウの教育のユニバーサルデザインについて」『女性文化研究所紀要』, 30, 63-74

吉田仁美, 2007a, 「海外文献紹介 英国における『高等教育と障害学生』」『女性文化研究所紀要』, 34, 87-96.

吉田仁美, 2007b, 「ユニバーサルデザインと障害—2006年第二回国際ユニヴァーサルデザイン会議より—」『昭和女子大学女性文化研究所working paper』, 26.

吉田仁美・伊藤セツ, 2004, 「高等教育への障害者のアクセス 教育のユニバーサルデザイン—米国の障害者支援システムに学ぶー」『学苑 人間社会学部紀要』, 761, 89-97.

吉田仁美・伊藤セツ, 2007, 「聴覚障害学生支援からのアプローチによる教育のユニバーサルデザイン—A女子大学の聴覚障害学生と支援学生の相互関係を焦点に—」『日本社会福祉学会第55回全国大会 報告要旨集』, 207.

(よしだ ひとみ 生活機構学専攻 2年)

受理年月日 平成19年9月28日
審査終了日 平成19年12月3日